令和元年労第363号

## 主 文

本件再審査請求を棄却する。

## 事実及び理由

## 第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長(以下「監督署長」という。)が令和元年5月20日付けで再審 査請求人(以下「請求人」という。)に対してした労働者災害補償保険法による休業 補償給付を支給しない旨の処分を取り消すことを求める。

## 第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成14年4月1日、会社A(以下「会社」という。)に雇用され、 平成22年10月1日、B所在の同社C店に配属され、自動車整備の業務に従事 していた。
- 2 請求人は、平成28年11月4日、D医療機関を受診し、「うつ病」と診断された。

請求人によると、同年9月1日に赴任した工場長から叱責やサービス残業及び 退職を強要されたため、同年10月中頃からめまい、吐き気などの症状が出現し、 同年11月3日朝、身体の倦怠感により出勤できなくなったという。

- 3 請求人は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものであるとして、 平成28年11月4日から平成29年4月27日までの間の休業補償給付の請求をしたところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分(以下「前回処分」という。)をしたことから、審査請求を経て再審査請求(平成30年労第407号)をしたものの、当審査会はこれを棄却した(以下「前裁決」という。)。
- 4 本件は、請求人が上記請求に後続する請求として、平成29年4月28日から 令和元年5月8日までの間の休業補償給付の請求をしたところ、監督署長はこれ を支給しない旨の処分(以下「本件処分」という。)をしたことから、本件処分を 不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 5 請求人は、労働者災害補償保険審査官(以下「審査官」という。)に対し審査請求をしたところ、審査官が令和元年9月12日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

- 第3 当事者の主張の要旨
  - 1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審查資料

(略)

- 第6 理 由
  - 1 当審査会の事実認定

(略)

- 2 当審査会の判断
- (1)本件再審査請求は、前回処分に係る請求の後続請求と認められるところ、前 裁決において、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認め られないと判断している。
- (2) また、本件再審査請求に当たり改めて一件記録を精査したが、新たな事実や 証拠もなく、前裁決における判断を変更すべき理由は認められない。
- 3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。

令和2年3月25日